

平成27年第2回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日 時 : 平成27年2月10日(火) 午前11時00分～
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 藤尾 均理事, 竹中 英泰理事
4. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 高野 一夫監事, 久保事務局長, 太田学長政策推進室長, 社本監査室長, 萩総務部長, 小出教務部長, 千葉病院事務部長, 大石総務課長, 滝本企画広報評価課長, 伊藤会計課長, 藤井施設課長

議事に先立ち、平成27年第1回役員会(平成27年1月14日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 「学校教育法」の改正及び学内規則の総点検実施に伴う学内諸規程の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで、萩総務部長から資料1-1～3に基づき説明の後、審議の結果、「学校教育法」の改正及び学内規則の総点検に伴い、学内諸規定が原案のとおり了承された。

学長から、本件については、3月26日開催の教育研究評議会に付議し、了承された場合には、同日付けで役員会の承認があったものとし、教授会規程については、3月20日開催の教授会にも付議する旨の付言があった。

2. 不正行為防止対策関係諸規程の改正等について

本件について、学長から発議があり、次いで高井副学長から、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正に伴い、研究活動の不正行為防止及び公的研究費不正使用防止の運営・管理体制を整備するため関係諸規定の改正を行なう旨の説明があった、

引続き加藤研究支援課長より資料2-1～6に基づき説明があり、今後、教職員に誓約書提出の協力依頼をする旨説明があった。

その後、審議の結果、不正行為防止対策関係諸規程が原案のとおり了承された。

学長から、本件については本日開催の教育研究評議会に付議し、了承された場合には、同日付で役員会の承認があったものとする旨の付言があった。

3. 寄附講座の期間延長について

本件について、学長から発議及び資料3に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり「消化管再生修復医学講座」の設置期間を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間、「眼組織再生医学講座」「人工関節講座」「医工連携総研講座」の設置期間を、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間延長することが了承された。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 平成26年度補正予算(第1号)について

本件については、平成27年2月3日に成立したこと。

次いで、久保事務局長から、資料4に基づき、「大容量・高速医療情報ネットワークシステム(本学要求時:手術画像デジタル配信システム)」は、全11室ある手術室の无影灯アームにHDカメラを設置し、術野映像及び室内全景映像を記録するシステムで、現有システムは平成16年度に導入されたものであり、今後の医療機器のデジタル化へ対応するため更新すること。「総合研究棟改修」は実験実習機器センターの耐震改修・老朽改善であること。平成27年度予算に概算要求していたものが前倒しで措置されたことの説明があった。

学長から、適正な執行及び効果的な活用に努めていく旨発言があった。

(2) 平成27年度 国立大学法人運営費交付金の内示について

平成27年度予算については、現在、未成立であるが、文部科学省から本学分の運営費交付金の内示があったこと。

次いで、久保事務局長から、資料5に基づき、内示は7項目であること。

「大学改革促進係数」は、一般運営費交付金算定対象額に対して、平成27年度の削減率は、平成23～26年度と同率の $\Delta 1.3\%$ で、削減額は $\Delta 4,388$ 万円であること。これまで、大学改革促進係数の対象事業費とされていた一般運営費交付金対象事業費の5%分(1億6千9百万円)が予算積算上「学長裁量経費」として区分される旨の説明があった。

学長から、適正な執行及び効果的な活用に努めていく旨発言があった。

次回の開催予定

次回役員会は、平成27年3月26日(木)午前11時00分から開催すること。